

わかやま子ども学総合研究センター委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、わかやま子ども学総合研究センター規程第10条の規定に基づき、わかやま子ども学総合研究センター委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の号に掲げる事項を審議する。

- (1) わかやま子ども学総合研究センター（以下「センター」という。）の管理運営方針及び事業計画に関する事項
- (2) センターの予算及び決算に関する事項
- (3) 特別研究会員の承認に関する事項
- (4) 電子ジャーナル作成・発行に関する事項
- (5) その他センターに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 委員
- (3) その他学長が認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。